

雪害対策活動要領

■はじめに

本要領書は、志木ニュータウン中央の森貳番街における、雪害発生時の防災活動基準を記載したものである。中央の森貳番街の雪害対策は、居住者が自主的に行うものとし、管理委託会社に頼るものではない。そのため、円滑に除雪活動を行うための基本行動等について、その要領を以下に示す。

■除雪活動基本行動要領

1. 除雪基準

除雪を行うかどうかは、基本的に居住者の自主判断とする。

自主防災会が、除雪作業期間及び人員を多く必要とすると判断した場合は、後述4.の通り居住者に協力を求める。

2. 除雪実施区域

除雪が必要な区域は、以下の通りとする。

- ① 各号棟周辺の生活道路
- ② 駐車場へのアクセス道路
- ③ エレベーター停止階の解放廊下

3. 除雪機材

除雪用の機材・用具は、防災倉庫に保管する。居住者は必要に応じて、これらを借りることができる。

自主防災会の保有・保管する除雪機材は、以下の通りである。

- ① 除雪機
- ② スノーダンプ
- ③ プラスチック雪かき
- ④ 鉄製スコップ
- ⑤ プラスチック製コップ

通常は、防災倉庫にて施錠し保管するが、雪害発生時は集会所管理事務所にて貸出を行う。

4. 人員

除雪要員は、原則として号棟居住者及びボランティアによる。号棟居住者が対応できない場合（日中不在、又は高齢者等）に配慮し、事前に自主防災会から居住者に対してハンドマイクで呼びかけて協力を依頼する。

除雪実施時には、これを用いて自主防災会が人員を確保する。

以 上

作成年月日： 2017年4月9日